

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

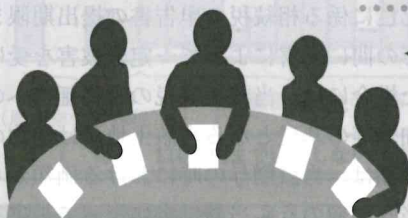
<第75回>

特別編

令和5年度税制改正大綱を読んで(上)

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



(前回(第74回)はNo3732(令和4年12月12日号)に掲載いたしました。)

令和5年度税制改正大綱が公表された。ここでは、実務家目線で確認・対応が必要な事項について、2回に分けて議論していく。今回はその第一弾として、相続時精算課税・生前贈与加算制度、インボイス制度、研究開発税制の見直しを扱う。

1 はじめに

1) 今回の大綱を読んだ感想

濱田 12月16日に令和5年度税制改正大綱が公表されました。去年もそうでしたが、今年も比較的内容は少なめでしたね。

内藤 インボイス・電帳法以外は、多くの税理士実務にはあまり影響のないような気がしました。

白井 私はインボイス・電帳法も、実務上はある程度柔軟にこなせば良いと思っていました。

岡野 マンションを皮切りに、財産評価の見直しが生じてくるのが嫌ですね。通達での見直しでしょうから、内容はこれから具体化していくのでしょうか。

村木 また、国際課税は大きな改正が入ります。来年再来年と続きそうなので、しばらくは目が離せない感じです。それにしても、NISAの大盤振る舞いにはびっくりしましたね。

2) 今回個別で扱わない項目

について

濱田 今回、取り扱わない項目のうちのいくつかについて、一言だけ扱っていきましょうか。まず、国外転出時課税における納税猶予制度の株券不発行での対応は、遅すぎたくらいですね。また、持分会社の社員の持分も、担保提供できることになりました。

内藤 リスキリングやイデコも話題になりましたが、あまり企業経営には関係ないかなという感じです。また、源泉徴収票の提出範囲見直しで、地方税で給与支払報告書を提出させるので、国税は提出不要として、市町村のデータを利用することになる改正は、実務的には重要だと思います。

白井 相続税の更正期間の延長も、ギリギリで申し出があった場合に6か月延長する規定がありましたが、これまで当事者への減額更正だけで、他の相続人には期限に間に合わず増額更正ができない懸念もありました。これにも対応する改正が入りましたが、当然の改正だと思います。